

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2018-196502(P2018-196502A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2017-101878(P2017-101878)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

遊技者の動作を検出可能な検出手段と、

前記検出手手段に関する演出として少なくとも第1演出と第2演出とを実行可能な演出実行手段と、

を備え、

前記検出手手段は、第1検出手手段と、該第1検出手手段とは異なる第2検出手手段と、を含み、

前記演出実行手段は、

前記第1検出手手段に関する演出として第1演出及び第2演出を実行可能であり、

前記第2検出手手段に関する演出として第1演出及び第2演出を実行可能であり、

前記第1検出手手段に関する第1演出は、前記第2検出手手段に関する第1演出と異なる演出態様であり、

前記第1検出手手段に関する第2演出は、前記第2検出手手段に関する第2演出と異なる演出態様である、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、

遊技が可能な遊技機(例えば、パチンコ遊技機1)であって、

遊技者の動作を検出可能な検出手手段と、

前記検出手手段に関する演出として少なくとも第1演出(例えば、プッシュボタンの画像表示)と第2演出(例えば、プッシュボタンの操作を促すメッセージの表示)とを実行可能な演出実行手段と、

を備え、

前記検出手段は、第1検出手手段（例えば、第1プッシュボタン31B）と、該第1検出手手段とは異なる第2検出手手段（例えば、第2プッシュボタン32）と、を含み、

前記演出実行手段は、

前記第1検出手手段に関する演出として第1演出及び第2演出を実行可能であり（例えば、演出制御用CPU120が第1プッシュボタン31Bの画像表示と第1プッシュボタン31Bの操作を促すメッセージの表示を実行する部分）、

前記第2検出手手段に関する演出として第1演出及び第2演出を実行可能であり（例えば、演出制御用CPU120が第2プッシュボタン32の画像表示と第2プッシュボタン32の操作を促すメッセージの表示を実行する部分）、

前記第1検出手手段に関する第1演出は、前記第2検出手手段に関する第1演出と異なる演出態様であり（例えば、第1プッシュボタン31Bの画像表示を行う一方で第2プッシュボタン32の画像表示を行わない部分）、

前記第1検出手手段に関する第2演出は、前記第2検出手手段に関する第2演出と異なる演出態様である（例えば、第1プッシュボタン31Bの操作を促すメッセージの表示を行う一方で第2プッシュボタン32の操作を促すメッセージの表示を行わない部分）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、演出効果を高めることができる。

尚、第1検出手手段に関する第1演出が第2検出手手段に関する第1演出よりも演出強度が強いことや、第1検出手手段に関する第2演出が第2検出手手段に関する第2演出よりも演出強度が強いことには、第2検出手手段に関する第1演出や第2検出手手段に関する第2演出を実行しないことも含まれる。